

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和2年1月20日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が令和2年1月9日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成30年3月26日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 請求人の二男(以下「二男」という。)が、平成31年4月に児童扶養手当の支給対象から外れ、請求人世帯に対する児童扶養手当の手当月額が変更された。
- 3 処分庁は、児童扶養手当の収入認定金額が誤りであったことが判明したため、令和2年1月9日付けで、令和元年11月1日に遡って、収入認定額を変更する決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 4 請求人は、令和2年1月20日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

2

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

きちんとした金額が支払われなかった為。また、その事態をもかくされた為。

(2) 審理員が令和2年6月24日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

昭和31年4月1日までA県に生計を一にしている高校3年生、Bに生計を一にしている中学3年生がいたことは、週知の事実であり、アルバイトの申請、収入申告もケースワーカーを通じ処分庁に申請していた。

またAからBへ就職の為引越す際の引越し代を申請せずお金を使ってしまった為。約9万円の金額を令和元年12月まで分割で生活保護費より差し引かれ返納した。同31(令和元)年6月バイト申請の用紙も頂いた。

昭和31年4月に三男の高等学校の合格証書を持って、高校に必要な制服、体操服又は、自転車購入費を処分庁に申請し、その額を受け取った。

また年間を通して必要なPTA会費等も受け取っており、三男が(18歳未満の扶養の子)いる事はケースワーカーの自宅訪問からも言葉言葉に三男の話が出ていた。だからこそ、ケースワーカーが、令和2年1月に「ずっと気にしていたが、子の手当が支払っていないと」の言葉に悲しみを覚えた。

もし、きちんと手当が支払われていれば三男が希望する学校へ進学する為のバイト代が高校に必要な修学旅費を支払う為に9万円也の金額が支払えない為。三男の進学を使うしかなかった事を強く主張する。

これ以上に申告すべを教えて頂いていない。

生活保護を受けさせて頂き、とても感謝しかない。ただ高校1年生の子がいる人々の誰もが支給されている支給額をいただけないのは、子が進学の為に額金していたお金ほぼ全てに当たる。支給額=三男の領金額なのである。

処分庁の職員が「全てこちらの不手際である。大変申し訳ないが第三者を立てないとお金を返却出来ないので大阪府に申請をお願い致します」との事でその場で書面を申請したが、

3. 法第61条は、守った。生活保護をいただいている身分で本当に厚かましいお話だが4月からの手当を支給希望する。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 令和2年1月9日付けの本件処分通知には、「保護決定理由 令和元年11月1日付で児童扶養手当の認定額を変更します。1月1日付で変更を行った場合に生ずる追給額10,140円を2月分保護費に上積み調整します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和2年6月18日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

平成30年3月26日

請求人に対する生活保護を開始。

令和2年1月9日

請求人が来所。請求人から児童扶養手当証書の写しを受領。

請求人の子2人のうち1人について、平成31年3月31日で児童扶養手当の給付要件が終了したことから、児童扶養手当の手当月額が平成31年4月から減額されており、減額後の手当月額が支給される令和元年8月から認定額を変更するべきところ、変更が行われていなかったことが判明。

同日、本件処分を行う。

令和2年1月20日

請求人が来所し、審査請求書の提出を受ける。

イ 処分の正当性について

被保護者からの届出について、法第61条において、「被保護者は、収入、支出その他の生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。」とされている。

また、扶助費の遡及支給の限度について、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2（答）1において、「最低生活費の遡及支給は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とされている。

本件処分について、処分庁は請求人に対し、収入等について変動があつた時はすみやかに届け出ることが義務付けられていることについて、口頭及び書面にて説明し、平成30年4月11日、平成30年11月29日及び平成31年3月15日に、請求人からその内容を理解した旨の書面として、署名、押印された「生活保護法第61条に基づく収入の申告について（確認）」を受領している。

しかしながら、平成31年4月からの児童扶養手当の手当月額については、請求人から、令和2年1月9日になって児童扶養手当の支給対象となる子供が2人から1人になったことから手当月額が減額変更されたとの申告がなされたことから、平成31年4月分以降の手当月額が支給される令和元年8月以降の児童扶養手当額について変更処理が行えていなかったことが判明したものである。

以上のことから、問答集問13-2（答）1に基づき、発見月の前々月である令和元年11月

分に遡って変更する決定を行ったものであり、違法・不当な点はないことから、本件審査請求はすみやかに棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年3月26日に処分庁が受理した保護開始(変更)申請書には、二男が平成12年■
■生まれであるとの記載がある。

イ 平成31年4月分の保護決定調書には、「その他収入 児童扶養手 52,540円 児童手当 10,000円」、「収入充当額 62,540円」、「決定理由 二男が3/29に転出されたため、平成31年3月30日付け個人廃止とします。4/1付け生じる差額39,830円は5月分保護費から減額調整します。」との記載がある。

ウ 令和元年8月分の保護決定調書には、「その他収入 児童扶養手 70,733円」、「収入充当額 70,733円」、「決定理由 (略) 児童扶養手当の支払い回数の変更にともない、令和1年8月1日付、児童扶養手当を70,733円で認定します。」との記載がある。

エ 令和元年9月分の保護決定調書には、「その他収入 児童扶養手 70,733円」、「収入充当額 70,733円」との記載がある。

オ 令和元年10月分の保護決定調書には、「その他収入 児童扶養手 70,733円」、「収入充当額 70,733円」との記載がある。

カ 令和元年11月分の保護決定調書には、「その他収入 児童扶養手 64,365円」、「収入充当額 64,365円」、「決定理由 令和元年11月1日付で児童扶養手当の認定額を変更します。変更を行った場合に生ずる追給額15,210円を2月分保護費に上積み調整します。」との記載がある。

キ 令和2年1月9日付けのケース記録票には、「〈児童扶養手当について〉 児童扶養手当受給額チェックリストにより、認定額と受給額の齟齬が判明したため証書を持参するよう依頼していたもの。証書を確認したところ、4月分より1人分の基準に変更されていることが判明した。請求人に対し、証書の内容から本来は8月分保護費から収入認定の変更を行うべきであったが、前々月までしか遡及できないことを説明する。」、「〈児童扶養手当の認定の変更について〉 ※児童扶養手当の認定金額について、現在2人分の金額で認定を行っているが、対象児童が1人。●本来であれば、R1年8月1日付で変更が必要であったが、同月まで遡れないため、R1年11月1日付で児童扶養手当の認定金額を変更する。児童扶養手当11月・12月分79,575円→64,365円 1月分53,050円→42,910円 変更を行った場合に生ずるそれぞれの追給額(11月:15,210円、12月:15,210円、1月:10,140円)を2月分保護費に上積み調整する。」との記載がある。

ク 前記1. 請求人の主張(3)のアと同一書類。

ケ 処分庁が令和2年1月9日に受理した請求人の児童扶養手当証書には、「手当月額 令和元年11月から42,910円(全部支給)」、「支給対象児童数 1人」との記載がある。

3. 審理員が令和2年8月13日に受理した審理員からの質問に対する処分庁の回答書には、次の趣旨の記載がある。

(1) 二男に対する平成31年3月分の保護費の決定状況についての質問に対する回答には、「二男については平成30年3月26日より平成31年3月29日まで本世帯で生活保護を適用しておりました。処分庁での平成31年3月分の生活保護費支給額は190,158円です。」との記載がある。

(2) 二男に対する平成31年4月分の保護費の決定状況についての質問に対する回答には、「二男については、就職により世帯から転出したことにより平成31年3月30日付で生活保護の適用を廃止しております。平成31年4月分生活保護費支給額は125,166円です。」との記載がある。

(3) 令和元年8月分から同年10月分の保護費の支給の決定状況についての質問に対する回答には、「令和元年8月分の生活保護費支給額は123,932円、令和元年9月分の生活保護費支給額は123,932円、令和元年10月分の生活保護費支給額は125,532円です。」との記載がある。

(4) 請求人に対し、児童扶養手当証書の写しを提出するように指導していたかについての質問に対する回答には、「世帯の収入に変動があった際は処分庁に申告する義務がある旨をかねてより口頭で指導しており、平成30年4月11日、平成30年11月29日、平成31年3月15日にその旨について確認書を徴取しています。児童扶養手当の受給額の変更及びそれを疎明するものとしての児童扶養手当証書提出の必要性についても、当然この確認書の趣旨を包含されていると考えられますが、「児童扶養手当証書の写しを提出するように」といった直接的な指導をした記録はありません。」との記載がある。

理 由

1. 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない

ない。」と定めている。

- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定めている。
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年11月29日法律第238号）第3条は、「この法律において「児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。」と定めており、また、同法第7条第3項は、「手当は、毎年4月、8月及び12月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日社発第123号厚生事務次官通知。）第8の3の（2）のアの（ア）は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。）第8の1の（4）のアは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の（答）1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2 本件処分について

- (1) 処分庁は、平成31年4月分からの請求人世帯に対する児童扶養手当の支給額が変更されているにも関わらず、令和元年8月以降の保護費の決定において、誤った額で収入認定を行っていた事実が令和2年1月9日に判明したことから、前記1の（6）のとおり、発見月の前々月である令和元年11月に遡及して本件処分を行ったものと認められる。
- (2) 前記1（3）のとおり、児童扶養手当の対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。二男は、平成12年■生まれであり、平成31年4月に児童扶養手当の対象から外れ、それに伴う収入認定額が令和元年8月以降に変更になると

いうことについて、処分庁は当然に把握していたものである。また、二男が平成31年3月に就職により、世帯から転出したことから、処分庁は平成31年3月30日付けで二男の保護を廃止しているにもかかわらず、請求人世帯に対する児童扶養手当の支給額の確認を行った事実は認められない。この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決（最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁）が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し（2条参照）、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから（8条1項参照）、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁が児童扶養手当の支給額の確認を怠り、令和元年8月分以降の収入の認定を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるというべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）。」と判示する。

- (3) これらを踏まえると、請求人にも児童扶養手当の支給額が変更されたことを申告しなかったという事実は認められるものの、処分庁は、請求人の児童扶養手当の支給額が変更になることについて当然に把握することができる。その確認を行っておらず、少なくとも令和元年8月分以降の保護費の決定処分につき手続上の瑕疵があるにもかかわらず、本件処分がこれら処分の適法性を前提として令和元年11月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件処分は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月21日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

